

今年の申告期間は

TAX
INFO 03

2月16日^金～3月15日^木まで

●申告の受付について

期間 2月16日^金～3月15日^木

受付時間 午前9時～11時・午後1時～4時
(火曜日のみ午後6時まで)

会場 役場3階大会議室

役場3階で申告ができます

住民税の申告が必要な人

役場3階の申告会場では、住民税の申告をすることができます。以下に該当する人は、住民税の申告をお願いします。

- ①平成30年1月1日現在、邑楽町に住んでいて平成29年中に所得のあった人
- ②国民健康保険に加入している人
- ③後期高齢者医療保険に加入している人で、年金以外の所得がある人
- ④所得証明書などが必要な人
- ⑤国民年金保険料の免除申請、または若年者納付猶予の申請をする人
- ⑥日本年金機構に扶養親族等申告書を提出していない人で、扶養親族のいる人

所得税の確定申告をした人、勤務先から給与支払報告書が役場に提出されている人、扶養親族として申告されている人は住民税の申告は必要ありません

※役場に提出される給与支払報告書と源泉徴収票は同じ内容です。

●各地区の申告指定日 ※指定日以外でも受け付けできます。

期 日	対 象 地 区	3月 1日(木)	一本木、渋沼、坪谷
2月16日(金)	全行政区	2日(金)	石打、住谷崎
19日(月)	下中野、前谷東原	5日(月)	全行政区
20日(火)	横町化楽、天王元宿	6日(火)	水立大黒
21日(水)	前原	7日(水)	西ノ根宮内中島、馬場大林
22日(木)	十三坊塚	8日(木)	寺中、十三軒
23日(金)	上下西宿、前瀬戸宿、千原田向地	9日(金)	店高原、本郷江原
26日(月)	大根村琵琶首、谷中蛭沼	12日(月)	古家十軒、大谷端宿赤東、開拓
27日(火)	鶺鴒上、鶺鴒下、鶺鴒新田	13日(火)	新中野
28日(水)	光善寺、藤川、秋妻	14日(水)	明野
		15日(木)	全行政区

忘れずに住民税の申告をお願いします

住民税の申告をしていないと、町営住宅や県営住宅の入居、保育園・幼稚園の入園などに必要な所得証明書を発行できません。国民健康保険税の税額も正しく算出できなくなり、医療費の自己負担額も多くなることがあります。

書類の添付を省略できます

過去にe-TAXで申告をしたことがある人は利用者識別番号の分かるものをお持ち頂ければ書類の添付を省略して申告書を作成できます。
※申告書作成のための必要書類(12ページ参照)は必ず持参してください。



ご不明な点は
役場税務課☎47-5011まで
お問い合わせください

申告会場は大変混雑します。余裕をもってご来場ください。



【Monthly Pick Up】
平成29年分 税の申告 問 住民税 役場税務課☎47-5011 所得税 館林税務署☎72-4373

平成29年分所得税、30年度の住民税(町県民税)についての申告受付が2月16日^金から始まります。必要な書類をそろえて、館林税務署または役場3階大会議室で忘れずに申告してください。

インターネットで確定申告。郵送による提出も可能

TAX
INFO 01

確定申告の時間を短縮

申告に時間をかけたくない人は

インターネットで確定申告

確定申告に行く時間がない、待ち時間がもたない、という人は、自宅のパソコンからインターネットで申告をしてみませんか。

【手順】

- ①「確定申告書等作成コーナー」と検索して以下のURLページにアクセスする。

確定申告書等作成コーナー(国税庁ホームページ内)

☎http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/kakutei/.html

- ②画面の案内に従って入力をする

- ③提出方法を選んで提出する

※e-TAXで送信または申告書を印刷して郵送で提出可能。

e-TAXの送信には、以下のものがが必要です。

- ・マイナンバーカードなどの電子証明書
- ・ICカードリータライタ(家電量販店で購入可能)



インターネット申告はここが良い

- ①税務署に行く手間がかからない
- ②申告期間中は24時間利用可能
- ③不明な点は電話で相談可能

○ホームページの使い方について

☎0570-01-5931

○ICカードリータライタについて

☎0120-95-0178(通話料無料)

○申告書の作成に関すること

☎72-4373(館林税務署)

e-TAXを使うとさらに良いこと

- ①自宅のパソコンから申告可能
- ②添付書類の省略が可能
- ③還付がスピーディー



申告期間は3月15日^木まで

TAX
INFO 02

館林税務署へお願いします

●申告の受付について

期間 2月16日^金～3月15日^木

受付時間 午前8時30分～ ※午後4時頃までにお越しください。
(相談時間は午前9時～午後5時)

会場 館林税務署 (館林市仲町11-12・☎72-4373)



確定申告書は役場税務課にもあります

館林税務署で申告をする人

以下に該当する人は館林税務署での申告をお願いします。

- ①青色申告の人
- ②平成29年中に営業や農業、不動産事業などを始めた人
- ③土地や建物などの不動産や、自動車・貴金属などの動産を譲渡した人
- ④株式や先物取引で譲渡益があった人、または株式や先物取引で生じた損失を繰越損失として申告する人
- ⑤特殊な配当所得のある人
- ⑥肉用牛の販売により、特定肉用牛所得の申告をする人
- ⑦消費税の確定申告がある人

所得税は確定申告で税額が確定し、納税または還付によって完了します。住民税(町県民税)と国民健康保険税は、確定した税額を平成30年度に納めていただきます。

2つの改正点があります

TAX
INFO

05

医療費控除について

医療費控除を使う人は要確認

2つの改正点を解説します

① 医療費控除の提出書類が簡略化

●「医療費の領収書」の添付または提示が不要に

平成29年分の確定申告から領収書の提出の代わりに医療費控除の明細書が必要です

●「医療費控除の明細書」の添付が必要に

※医療費の領収書は自宅で5年間の保存が必要。

※平成29年分の確定申告では「医療費の領収書」の添付または提示でも受け付けられます。

12月中に高額療養費の対象となる診察を受けた場合、「高額療養費支給申請のお知らせ」が発送されるのは、2月以降です。ご注意ください。



申告後に医療費控除の高額療養費の支払いを受けた場合、申告の訂正が必要になりますので、ご注意ください

② 医療費控除とセルフメディケーション税制を選択

【計算方法】

従来の医療費控除

医療費控除の対象は診療・治療の対価や治療・療養に必要な医薬品の購入費用、入院代などが対象となる制度です

$$\text{支払った医療費などの合計額} - \text{※1 保険金などの補てん額} - \text{どちらが小さい方 } 10\text{万円 または 所得額の5\%} = \text{医療費控除の額} \quad ※\text{最高200万円。}$$

セルフメディケーション税制

医療費控除の特例で、該当の医薬品(スイッチOTC医薬品)を購入した金額が控除の対象となる制度です

$$\text{支払った特定医薬品の合計額} - \text{※1 保険金などの補てん額} - 1\text{万2千円} = \text{医療費控除の額} \quad ※\text{最高8万8千円。}$$

条件に注意をしてください

①予防接種・がん検診・特定健康診査・定期健康診断・健康診査(人間ドックなど)のいずれかを受けていることを明らかにする書類の添付または提示が必要です。

②レシートや領収書が必要です。

※購入金額、薬局などの名称、対象医薬品の表示があることが必要。

※1 保険金などの補てん額 とは?

社会保険や生命保険などから支給される給付金のこと。医療費の支払いが平成29年中の場合、平成30年に給付された額も対象です。申告漏れや申告後に支給された場合は、申告の訂正が必要です

2種類の控除から、より控除額の大きいものを選びます



必ずチェックしてください

TAX
INFO

04

申告に必要な書類

必要書類はよくご確認ください

申告に必要な書類

①年間の収入金額が分かる書類

▶給与や年金を受給している人

源泉徴収票(給与・年金など)、事業主の支払証明書など

▶事業所得や不動産所得のある人

事業所得(営業や農業)、不動産所得のある人は収支内訳書

※平成26年1月から、白色申告の人も記帳・帳簿などの保存が義務化されています。

(詳しくは以下の通り)

○記帳する内容

売上などの収入金額、仕入や経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上・仕入・経費の金額などを帳簿に記載します

○帳簿などの保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿の他、取引によって作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存します

今回もマイナンバーの記載が必要

今回の申告でもマイナンバーの記載が必要です。昨年マイナンバーを記載した人も必要になりますので、忘れずに確認書類をお持ちください。

マイナンバーカードを持っている人



マイナンバーカード(プラスチック製)

番号確認+身元確認の両方が可能

マイナンバーカードを持っていない人

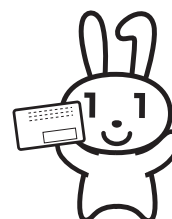


通知カード(紙製)

身元を確認できるもの

通知カードで番号確認

運転免許証などで身元確認



〔Monthly Pick Up〕
平成29年分 税の申告

マイナンバーの記載が必要です。必要書類は忘れずにお持ちください

国民健康保険税の税率を一部改正

町では、平成29年度から国民健康保険税(以下、国保税)の税率を段階的に改正しています。平成30年度の税率は左ページの表のとおりです。

TAX information

■平成30年度税率改正の内容

区分	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護保険分(40~64歳の人のみ)	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
所得割	6.7%	6.7% (変更なし)	3.5%	3.3%	0.6%	1.8%
資産割	30%	15%	—	—	—	—
均等割	18,000円	22,000円	7,000円	8,000円	7,000円	8,000円
平等割	18,000円	20,000円	6,000円	6,000円 (変更なし)	5,000円	6,000円

※今回の改正は資産割の引き下げを軸に、所得割・均等割・平等割を調整することで、税の公平性を図るものです。

国保税は、国保の財政を支える大切な財源です。今後も安定的な財政運営を維持するため、納期限までの納付にご協力をお願いします。

す。今後も医療費の抑制を図りながら、国保制度の安定的な運営に努めますので、ご理解とご協力をお願いします。

▼問合先 国保税の算定などについて
税務課 係 47-5013、国保の財政・給付について 住民課 国民健康保険 係 47-5020

税率改正にご理解とご協力を

こうしたことを踏まえ、町では平成29年度から国保税を段階的に見直しています。

健全な財政運営を図るために

国保制度は始まったことと比べ、加入状況が変化しており、町の国保財政の運営も大変厳しい状況になっています。特に、加入者における高齢者の割合の増加に伴い、医療費などの支出は年々増加しています。

また、平成30年度からは、市町村国保の安定的な運営を行うために、財政運営などの主体が群馬県に移行されることになっています。

国民健康保険(以下、国保)は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が国保税を納め、医療費の負担を支え合う、助け合いの制度です。主な財源は、皆さまの国保税や国・県の負担金などです。